

○福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十六年十二月二十四日

福島県条例第百号

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」という。）を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第一号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

(設備運営基準の目的)

第三条 設備運営基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第四条 知事は、福島県子ども・子育て会議（福島県子ども・子育て会議条例（平成二十五年福島県条例第八十八号）第一条第一項の規定により設置された知事の附属機関をいう。）の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(虐待等の禁止)

第四条の二 職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第四条の三 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当

該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(学級の編制の基準)

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十人以下とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員の配置の基準)

第六条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	二十五人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	十五人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	六人につき一人
四 満一歳未満の園児	三人につき一人
備考	
一 この表に定める員数は、副園長(幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び附則第六条において同じ。))を有し、かつ、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項の登録(以下この号において「登録」という。))を受けたものに限る。)、教頭(幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保	

育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

六 園児の年齢は、年度の初めの日の前日における満年齢とする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十四条第一項において読み替えて準用する福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年福島県条例第八十七号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第四十六条（後段を除く。第八条第三項において同じ。）の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

（平二八条例七一・一部改正）

（園舎及び園庭）

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項及び次項において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、園舎が第十四条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条第七号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは保育室等を二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建以上とする場合であつて第十四条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条第七号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を三階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることとする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

一学級	百八十平方メートル
二学級以上	三百二十平方メートルに学級数から二を減じて得た数に百平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

二 満三歳未満の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

二学級以下	三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積
三学級以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積

イ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

（園舎に備えるべき設備）

第八条 園舎には、次に掲げる設備（第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することがで

きる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下回ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第十四条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十六条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。

一 乳児室及びほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児の数を乗じて得た面積

二 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 園児清浄用設備

五 図書室

六 会議室

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下回ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、四時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、一日につき八時間を原則とすること。

2 幼保連携型認定こども園における開園時間は、一日につき十一時間を原則とする。

3 第一項第三号及び前項の時間については、その地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、地方公共団体との連携の下、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第十二条 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(学校教育法施行規則の準用)

第十三条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十四条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第七項に規定する園児（以下この条において「園児」という。）が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

（福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用）

第十四条 児童福祉施設基準条例第五条、第六条第一項、第二項及び第四項、第七条第一項、第九条、第十一条、第十三条、第十五条（第四項ただし書を除く。）、第二十条、第二十一条第一項、第三項及び第四項、第四十五条第七号、第四十六条（後段を除く。）並びに第五十条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五条の見出し及び同条第二項	最低基準	設備運営基準
第五条第一項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下第六条第一項及び第九条第一項において「法」という。）第十三条第一項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第六条第一項	入所している者	法第十四条第七項に規定する園児（以下「園児」という。）
第六条第二項及び第十五条第五項	児童の	園児の
第十一条の見出し	入所した者	園児
第十一条並びに第十五条第二項及び第三項	入所している者	園児
第十一条	又は入所	又は入園

第十三条	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
第十五条第一項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第十条	福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年福島県条例第百号）第十四条第二項において読み替えて準用する第十条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第二十条	利用者	園児
第二十一条第一項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第二十一条第三項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第二十四条第五項若しくは第六項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第四十五条第七号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第四十五条第七号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を三階以	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物

	上に設ける建物にあ っては、耐火建築物)	
第四十五条第七号イ	施設又は設備	設備
第四十五条第七号ウ	施設及び設備	設備
第四十五条第七号カ	乳幼児	園児
第四十六条各号列記以 外の部分	第十五条第一項	福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運 営に関する基準を定める条例第十四条第一項 において読み替えて準用する第十五条第一項
	幼児	園児
第四十六条第一号及び 第四号	幼児	園児
第四十六条第五号	乳幼児	園児
第五十条第一項	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育
第五十条第二項	保育所の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合 的な提供の推進に関する法律第十四条第一項 に規定する園長（以下「園長」という。）
	乳幼児の養育及び保 護者	教育及び保育並びに子育て

2 児童福祉施設基準条例第十条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第一項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第二項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律第十四条第七項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と、「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員を兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

(平二七条例三五・令五条例二二・一部改正)

(幼稚園設置基準の準用)

第十五条 幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)第七条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第一項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第二項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「改正法」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

第二条 施行日から起算して五年間は、第六条第三項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園(改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。))をいう。)をいう。以下この条において同じ。)の職員配置については、なお従前の例によることができる。

2 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

第三条 施行日から起算して十二年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園についての第六条第三項の規定の適用については、同項の表備考第一号中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

第四条 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保

されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第七条第三項及び第七項並びに第八条第六項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句								
第七 条第 三項	第十四条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第四十五条第七号ア、イ及びカに掲げる要件を満たす	耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備える								
第七 条第 七項	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><td>二学級以下</td><td>三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積</td></tr></table> イ 三・三平方メートルに満三歳以	二学級以下	三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積	三学級以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積	一 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><td>二学級以下</td><td>三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積</td></tr></table>	二学級以下	三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積	三学級以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積
二学級以下	三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積									
三学級以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積									
二学級以下	三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積									
三学級以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積									

	上の園児数を乗じて得た面積	
第八 条第 六項	次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 一 乳児室及びほふく室 三・三平方メートルに満二歳未満の園児の数を乗じて得た面積 二 保育室又は遊戯室 一・九八平方メートルに満二歳以上の園児数を乗じて得た面積	乳児室及びほふく室の面積は、三・三平方メートルに満二歳未満の園児の数を乗じて得た面積以上とする。

2 施行日の前日において現に保育所(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下この条において同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第七条第三項、第六項及び第七項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句				
第七 条第 三項	第十四条第一項において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	児童福祉施設基準条例				
第七 条第 六項	一 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><td>一学級</td><td>百八十平方メートル</td></tr><tr><td>二学級以上</td><td>三百二十平方メートルに学級数から二を減じて得た数に百平方メー</td></tr></table>	一学級	百八十平方メートル	二学級以上	三百二十平方メートルに学級数から二を減じて得た数に百平方メー	一 満三歳以上の園児数に応じ、次条第六項の規定により算定した面積
一学級	百八十平方メートル					
二学級以上	三百二十平方メートルに学級数から二を減じて得た数に百平方メー					

	<table><tr><td></td><td>トルを乗じて得た面積 を加えて得た面積</td></tr></table>		トルを乗じて得た面積 を加えて得た面積			
	トルを乗じて得た面積 を加えて得た面積					
第七 条第 七項	一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の上欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積 <table><tr><td>二学級以下</td><td>三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積</td></tr><tr><td>三学級以上</td><td>四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積</td></tr></table> イ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積	二学級以下	三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積	三学級以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積	一 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積
二学級以下	三百三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数に三十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積					
三学級以上	四百平方メートルに学級数から三を減じて得た数に八十平方メートルを乗じて得た面積を加えて得た面積					

3 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（第七条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に利用できる場所であること。

三 園児が日常的に利用できる場所であること。

四 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第五条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第六条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち一人は、同項の表備考第一号の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

(平二八条例七一・追加)

第六条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八条例七一・追加)

第七条 一日につき八時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(平二八条例七一・追加)

第八条 第六条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(令五条例二二・追加)

第九条 第六条第三項の表備考第五号及び前三条の規定により第六条第三項の表備考第一号に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

(平二八条例七一・追加・令五条例二二・一部改正)

第十条 第六条第三項の表備考第五号及び附則第八条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者（同表備考第五号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則（平成二七年条例第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二七年四月一日）

附 則（平成二八年条例第七一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第五七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年条例第一七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の表第十三条の項の改正規定（「児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）」及び「児童等」を「児童」に改める部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第二二号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年条例第七一号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び 保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項において「新条例」という。）第六条第三項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める第六条第三項の規定（満四歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び 保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、新条例第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第六条第三項の規定（満三歳以上満四歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則（令和六年条例第八七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年条例第二十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和八年条例第四五号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条の三の規定は、令和八年十二月二十五日から施行する。